

公益社団法人大阪社会福祉士会 成年後見にかかる相談センター基金規程細則

(目 的)

第1条 この細則は、公益社団法人大阪社会福祉士会成年後見にかかる相談センター基金規程（以下、「規程」という。）に基づき、成年後見にかかる相談センター基金の後見活動を円滑に運営するための活動に関する事項を定める。

(後見活動を円滑に運営するための活動)

第2条 規程第3条4項に定める活動は、次のとおりとする。

- 1 継続研修活動
- 2 家庭裁判所及び弁護士会・司法書士会との打ち合わせ
- 3 成年後見等利用促進会議
- 4 活動報告書確認
- 5 苦情対応等のヒアリング
- 6 その他ばあとなあ運営委員長が認める活動

(報償費)

第3条 第2条に規定する活動に対し、活動1回あたり3,000円を報償費として支出する。

(改 廃)

第4条 この細則の改廃は、理事会の承認を経なければいけない。

附 則

- 1 この細則は2022年11月12日から制定・施行する。